

公の施設の指定管理者の指定の件（スポーツ交流施設）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市スポーツ交流施設
- 2 公の施設の位置
札幌市東区栄町
- 3 指定管理者
札幌市中央区中島公園1番5号札幌市中島体育センター内
一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団
理事長 二木 一重
- 4 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、スポーツ交流施設の指定
管理者を指定するため、本案を提出する。